

短縮校時期間中の 台風接近にともなう授業の校時について

令和 2年9月3日

(1) 「京都・亀岡」区域に暴風警報または特別警報が発令された場合

- ① 午前6時（午前6時を含む）までに解除されたとき
9時から、授業（45分）をおこなう。
- ② 午前6時をすぎて、午前7時までの間に解除されたとき
以下の通り9時30分から第1限の授業（40分）を開始する。
第1限 9：30～10：10
第2限 10：20～11：00
第3限 11：10～11：50
第4限 12：00～12：40
SHR清掃 13：25～13：40
第5限 13：50～14：30
第6限 14：40～15：20
第7限 15：30～16：10
- ③ 午前7時をすぎて、午前8時までの間に解除されたとき
第3限（10時50分）より3，4，5，6，（7）限の
授業（45分）を行う。
- ④ 午前8時をすぎて、午前11時までの間に解除されたとき
第5限（月～木は13時45分、金は13時15分）より
5，6，（7）限の授業（45分）を行う。
- ⑤ 午前11時をすぎてなお解除されないとき
自宅学習とする。
- ⑥ 登校後に警報が発令された場合の授業については、校長が判断する。

なお、午前6時以降、登校時に「京都・亀岡」区域に暴風警報または特別警報が発令された場合は、自宅に待機すること。また、京都府「京都・亀岡」地域(京都市・亀岡市・向日市・長岡京市・大山崎町)に居住していない者が、京都府「京都・亀岡」区域の暴風警報・特別警報が解除されても、本人の居住区域が解除されていない場合、解除になるまで自宅学習をすること（この場合の欠席については公欠扱いとする）。

※その他、様々な状況の変化により、上記以外の対応が生じた場合は、随時本校のホームページに掲載しますので確認してください。

(2) 「京都・亀岡」区域に暴風警報または特別警報が発令されていないが、交通機関に運休が見られる場合

京阪本線・鴨東線または近鉄京都線のいずれかが、始発から午後3時の時間帯に全面的に運休すると告知があった場合は自宅学習とするが、京阪本線・鴨東線および近鉄京都線の両方が、午前10時までに運行を再開し、以降運休の告知がない場合は、第5限より5，6，（7）限の授業（45分）を定刻通り行う。